

# 京都市配食サービス事業実施事業者の募集について（募集要項）

## 1 募集の趣旨

本市では、高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて高齢者の安否を確認することによって、高齢者の生活の維持及び福祉の増進を図ることを目的とする配食サービス事業を実施しています。

本件は、当該事業を受託する事業者を新たに募集するものです。

## 2 募集の内容

### (1) 募集地域

募集地域は、次に掲げる行政区における学区とします。

なお、募集地域における1以上の学区に対して配食サービスを実施する場合は、募集地域以外においても配食サービスを行うことができるものとします。

ア 北 区（中川学区，小野郷学区，雲ヶ畑学区）

イ 左京区（花脊学区，久多学区，広河原学区，大原学区，八瀬学区）

ウ 右京区（水尾学区，宕陰学区）

エ 伏見区（下鳥羽学区，向島南学区，美豆学区）

### (2) 事業者の資格基準

配食サービス事業者は、次に掲げる基準を満たす者であることとします。

ア この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。

イ 京都市内の社会福祉法人，特定非営利活動法人，公益法人，その他の営利を目的としない法人であること。

ウ 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。

エ 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し，調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。

オ 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した，高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。

カ 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに，職員に対し定期的な研修が実施されていること。

キ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き，週5日以上，実施業務を実施できること。

ク 1年以上継続して事業を受託できること。

ケ 経営状態が健全で，安定した経営が行えること。

コ 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。

サ 調理施設及び職員等について，「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日，衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管

理が行われていること。

シ 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。

ス その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

(3) 事業の内容

別紙「京都市配食サービス事業に係る業務内容」のとおり

(4) 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月1日以後は、委託契約締結日から平成28年3月31日まで)

### 3 応募について

(1) 応募受付期間

平成27年2月2日(月)～12月18(金)(本市の閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時00分まで)

※ 応募受付期間中でも、予算の限度額に達した場合は受付を終了することがあります。(受付を終了する場合は、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課のホームページでお知らせいたします。)

(2) 応募方法

受付期間内に京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課(在宅福祉担当)まで提出書類を持参してください。提出書類等が整った段階で申請を受理します。

(3) 提出書類

ア 京都市配食サービス事業者の募集に係る申請書【様式1】

イ 京都市配食サービス事業者の募集に係る書類【様式2】

※ 応募に関する様式等については、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課のホームページからダウンロードできます。

### 4 審査方法

提出書類に基づき、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において審査を行い、必要に応じてヒアリング等を行います。

なお、審査の結果については、提出書類受理後、概ね1箇月以内を目途に書面により通知します。

(提出書類の内容に不備がある場合には審査が遅れることがあります。)

### 5 委託料

(1) 事務管理費

事務管理費については、年額57,240円を概算払いします。ただし、年度途中における事業開始の場合は1箇月あたり4,770円(ただし、消費税及び地方消費税353円を含む。)とします。年度終了後、概算払額を上限として精算を行います。

(2) 安否確認費

安否確認費については、1食あたり216円（ただし、消費税及び地方消費税16円を含む。）を四半期ごとに前四半期の実績に基づき算定された額を概算払いし、年度終了後、実績に応じ精算を行います。

ただし、契約当初等で前四半期の実績がない場合については、1日26食とし、1箇月あたり168,480円（ただし、消費税及び地方消費税12,480円を含む。）を概算払いし、年度終了後、実績に応じ精算を行います。

### (3) 配達車両維持費

配達車両維持費については、年額の委託料を配達車両維持費単価表第2号の額とし、1箇月あたり35,485円（ただし、消費税及び地方消費税2,628円を含む。）を四半期ごとに概算払いし、年度終了後、実績に応じ精算を行います。

配達車両維持費単価表（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

平均配食実績数				委託料（年額）
(1)	5食以上	11食未満		118,300円
(2)	11食以上	31食未満		425,820円
(3)	31食以上	51食未満		591,420円
(4)	51食以上	71食未満		757,020円
(5)	71食以上	91食未満		922,620円
(6)	91食以上	111食未満		1,088,220円
(7)	111食以上	131食未満		1,253,820円

131食を超える食数は20食につき165,600円を加算

## 6 その他

- (1) 平成27年度予算に変更等が生じたときは、本事業委託業者として内定を受けた場合でも、本事業委託契約を締結しないことや委託料等を変更することがあります。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした場合又は重大な不備がある場合は、無効とします。
- (4) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 提出書類等は、当該募集にかかる事項以外に応募者に無断で使用することはありません。
- (6) 提出書類等は、返却できませんので御留意ください。

## 7 問い合わせ先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当 外蘭）

電話：075-251-1106 / FAX：075-251-1114